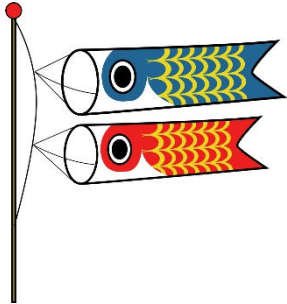


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和5年5月号 vol.103



先月は、北九州のミニワールドスタジアムに、松本山雅の応援に行ってきました。もう3年以上ぶりの、マスクなしの声出し応援。信州からもバスとフェリーを乗り継ぎ400名以上の大応援団が駆け付け、緑の大旗が振られる中の熱い応援を見て、思わず涙が出てきました。2時間近くゴール裏でジャンプし続け、紫外線の強い季節で、鼻の頭は日焼けで真っ赤。そして、見事、ギラヴァンツ北九州に逆転勝利。最高に気持ちのよい春の日でした。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



令和5年度税制改正で、相続時精算課税制度の使い勝手を向上させるための見直しが行われました。改正内容についてのポイントをご紹介します。

”相続時精算課税制度の見直しが行われ、使い勝手がよくなります”

改正前の相続時精算課税制度の概要は以下のとおりです。

- 60歳以上の親から18歳以上の子又は孫に贈与した財産に係る贈与税の課税価格から2,500万円が控除されます。
- 控除の枠は累積で2,500万円を限度として複数年に渡って使用し、控除の枠を超える部分は20%の税率で贈与税が課税されます。
- 相続時精算課税制度を利用して受けた贈与は、相続財産に合算されて、相続税が課税(納めた贈与税は相続税から控除)されます。
- 一度、相続時精算課税制度を選択すると、撤回することはできず、その後の同一の贈与者からの贈与はすべて相続財産に合算されます。

→今回の改正のポイントは以下のとおりです。(令和6年1月1日以後から適用)

- 2,500万円の特別控除とは別に、毎年、基礎控除110万円が創設されます。
- この基礎控除110万円については、相続税の課税価格に加算されません。(一方で、暦年贈与の基礎控除110万円は、加算される期間が3年から7年に延長されます)
- 毎年の贈与が110万円以下であれば、贈与税の申告の必要がありません。

「今月の本の紹介」

「朝星夜星」

(朝井 まかて 著・PHP研究所)

幕末の長崎で、日本初の洋食屋を開いた料理人・草野丈吉と、その妻ゆきの奮闘を描いた歴史小説です。

長崎の小さなお店から始まり、大阪でレストランとホテル事業を展開していきます。

その商売の意気込みの根底にあるのは、諸外国と対等に付き合うためには、日本にも一流のレストランがなければならないというもの。公の利のために、明治を生きた人々の姿に感動した一冊でした。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ピーマンきんぴら>

・ピーマン 4~5個 →縦半分に分けて種とヘタを取り、縦に5mm幅に切る。

・塩 ひとつまみ、ごま油 小2

・ちりめんじゃこ 大3、かつおぶし 大3

・白いりごま 大1/2、しょうゆ 大1/2

①フライパンにごま油を熱し、ピーマンに塩をひとつふりして炒める。

②全体に油がなじんだら、ちりめんじゃこを加え、かつおぶし、白いりごまも加えて全体を混ぜる。

③しょうゆを回し入れ、水分を飛ばしながら炒りつける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所